

議第76号

滋賀県立琵琶湖漕艇場の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和2年3月12日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県立琵琶湖漕艇場の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

第1条 滋賀県立琵琶湖漕艇場の設置および管理に関する条例（昭和46年滋賀県条例第29号）の一部を次のように改正する。

第1条中「県民の心身の健全な発達と体育・スポーツの普及振興を図る」を「スポーツの普及振興を図るとともに、県民の心身の健康づくりに資する」に改める。

第2条第2号中「体育・スポーツ」を「スポーツ」に改める。

別表第1項の表スタート台の項を次のように改める。

審	判	台	4時間につき	1,720
---	---	---	--------	-------

第2条 滋賀県立琵琶湖漕艇場の設置および管理に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第1項ただし書中「会議室」を「審判室および会議室」に改める。

別表第1項の表中「1艇2時間につき 860」を「1艇1時間につき 430」に、「990」を「500」に、「580」を「290」に、「同 860」を「同 430」に、「460」を「230」に、「3,440」を「1,720」に、「1本2時間につき 320」を「1本1時間につき 160」に改め、同表審判台の項を削り、別表第2項を同表第3項とし、同表第1項の次に次の1項を加える。

2 審判室

区 分	金 額		
	午 前	午 後	夜 間
	午前8時30分から午後零時30分まで	午後1時から午後5時まで	午後5時30分から午後9時まで
審判室 (A)	1時間につき 340 円	1時間につき 430 円	1時間につき 590 円
審判室 (B)	同 310	同 390	同 540

別表中注7を注8とし、注6を注7とし、注5を注6とし、注4の次に次のように加える。

5 審判室の使用時間がこの表に定める使用時間を超える場合（この表に定める使用時間の区分にわたって引き続き使用する場合を除く。）は、午前8時30分以前の場合は午前、午後零時30分から午後1時までの場合は午後、午後5時から午後5時30分までおよび午後9時以降の場合は夜間とし、その区分に従いこの表を適用する。この場合において、超過時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間とする。

第3条 滋賀県立琵琶湖漕艇場の設置および管理に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「開場時間は」の右に「、会議室兼宿泊室を除き」を加え、同項ただし書中「および会議室」を削る。

別表第3項を次のように改める。

3 会議室兼宿泊室

区		分	金	額
会 議 等	午 前	午前8時30分から 午後零時30分まで	1時間につき	440 円
	午 後	午後1時から午後 5時まで	同	600
	夜 間	午後5時30分から 午後9時まで	同	880
宿 泊	学 生 等		1人1泊につき	1,580
	そ の 他 の 者		同	1,850

別表注5中「審判室」の右に「を使用する場合および会議室兼宿泊室を会議等のために使用する場合」を加え、同表注6を次のように改める。

6 会議室兼宿泊室を会議等のために使用する場合は午前8時30分から午後9時までとし、宿泊のために使用する場合は午後5時30分から翌日の午前8時30分までとする。

別表中注8を注10とし、注7を注9とし、注6の次に次のように加える。

7 会議室兼宿泊室の2分の1を会議等のために使用する場合は、この表に定める額の5割に相当する額とする。

8 会議室兼宿泊室を宿泊のために使用する場合において、宿泊する日の午後1時（連続して2日以上宿泊する場合における当該宿泊する日（初日を除く。）にあつては、午後零時30分）から午後5時30分までの間または宿泊する日の翌日の午前8時30分から午後零時30分までの間を宿泊のために使用する場合は、この表に定める額に、それぞれの時間帯の使用につき、学生等は130円を、その他の者は160円を加算した額とする。

付 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第1条の規定は公布の日から、第3条の規定は公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。